



過去14日以内に、 アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、 パキスタン、モルディブ、インドネシア、 キルギス、ザンビアに滞在歴のある入国者の皆様へ

○ 過去14日以内に上記国・地域に滞在歴のある入国者は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① 検査証明書の提出

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。

② 検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- **入国後3日目、6日目及び10日目**（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ 誓約書の提出

- 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。



過去14日以内に、 バングラデシュ、ウガンダ、英国、マレーシア、 アラブ首長国連邦に滞在歴のある入国者の皆様 へ

○ 過去14日以内に**上記国・地域**に滞在歴のある入国者は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① 検査証明書の提出

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。

② 検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- **入国後3日目、6日目**（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ 誓約書の提出

- 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。

※インドネシア、エジプトに滞在歴がある方については、令和3年7月9日午前0時（日本時間）まで、上記の措置②が適用されます。①及び③の措置は引き続き適用されます。

※アラブ首長国連邦に滞在歴がある方については、令和3年7月9日午前0時（日本時間）から、上記の措置②が適用されます。



過去14日以内に、

アイルランド、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、フィリピン、ブラジル、米国（対象州のみ※）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市、カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）、スイス、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビアに滞在歴のある入国者の皆様へ

※アメリカにおける対象州

アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ネバダ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州、フロリダ州、ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州

○ 過去14日以内に上記国・地域に滞在歴のある入国者は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① **検査証明書の提出**

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。

② **検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施**

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- **入国後3日目**（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ **誓約書の提出**

- 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。

※アラブ首長国連邦、エストニア、キルギス、ナイジェリア、フランス、米国（カンザス州、デラウェア州、メイン州、ミネソタ州）、カナダ（オンタリオ州）、ルクセンブルクに滞在歴がある方については、令和3年7月9日午前0時（日本時間）まで、上記の措置②が適用されます。①及び③の措置は引き続き適用されます。

※アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、米国（ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州）ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビア、ロシア（カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州）に滞在歴がある方については、令和3年7月9日午前0時（日本時間）から、上記の措置②が適用されます。



海外（アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ、インドネシア、キルギス、ザンビア、バングラデシュ、ウガンダ、英国、マレーシア、アラブ首長国連邦、アイルランド、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、フィリピン、ブラジル、米国（対象州のみ※）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サントペテルブルク市、カレリア共和国、サラトフ州、ニジエゴロド州）、スイス、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、ベネズエラ、ベラルーシ、ボリビア、リビアを除く）
から日本に帰国/入国される皆様へ

※アメリカにおける対象州

アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ネバダ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州、フロリダ州、ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州

○ 海外から日本に帰国/入国される方（上記国・地域を除く）は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① 検査証明書の提出

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出してください。

② 空港での検査等

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、入国後14日間は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願いいたします。

③ 誓約書の提出

- 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。